

令和8年度しがジョブパーク運営事業に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

しがジョブパークにおいて、若年求職者等の就職相談窓口と県内企業の人材確保相談窓口の設置・運営に加え、各種事業を総合的に実施することで、若年求職者等の県内企業への就職と職場定着を支援するとともに、人材不足に直面する県内企業の人材確保を双方向的に支援する。

近年の県内の雇用情勢は厳しい状況が続いており、少子高齢化による生産年齢人口の減少という趨勢は変わらない状況に加え、若年層の県外流出・都市部定着傾向が顕著である。企業においては人材不足が経営戦略そのものに制約を与える要因となっており、限られた人材で生産性・付加価値を高めるための「人的資本経営」の視点が不可欠である。また、働く側の就労観、就労ニーズも多様化しており、キャリア形成は長期的な視点での選択が求められている。

このような状況の中、しがジョブパークは、求職者と企業の双方に継続的に関与し、両者を一体的に支援できる拠点としての強みを活かし、「人材の獲得・育成・定着・循環」が回り続ける仕組みを構築する。本事業は、企業の「人的資本経営」推進支援と、若者の「キャリアデザイン」支援を通じた県内への人材還流促進を二つの柱とし、より戦略的かつ包括的に滋賀県の人材課題解決に貢献する。

2 業務内容

別添仕様書のとおり

3 予定価格

86,466,056円（消費税および地方消費税を含む）

（内訳：事業毎の上限額）

① しがジョブパーク事業（就職支援等：下記以外のもの）	28,411,768円
② 人材確保支援業務（仕様書 6.3）	10,681,880円
③ 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業（仕様書 6.4）	19,499,150円
④ 若者未来塾（就職・就業支援セミナー）（仕様書 6.5）	629,200円
⑤ 合同企業説明会（仕様書 6.7）	6,407,858円
⑥ 就労安定化支援事業（仕様書 6.8）	6,658,751円
⑦ しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）（仕様書 6.9）	14,177,449円

4 契約期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日まで

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められ、競争入札参加者名簿に次のとおり登録されている者。

営業種目：希望営業種目に「大分類：役務」「中分類：諸サービス」または「中分類：その他の役務の提供」が登録されていること。

なお、新たに入札に参加するための資格を得ようとする者は、次に示す場所に資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続に間に合わないことがある。

- ・滋賀県物品・役務電子調達システム
- ・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 TEL：077-528-4314

6 企画提案書の作成

(1) スケジュール

項目	日程
実施要領等の配布期限	令和 8 年 3 月 19 日(木) 午後 5 時まで
参加申込および要領等に関する質問受付期限	令和 8 年 3 月 16 日(月) 午後 5 時まで
質問に対する回答期限	令和 8 年 3 月 17 日(火) を目途に回答
企画提案書受付期限	令和 8 年 3 月 19 日(木)午後 5 時まで
プロポーザル審査会	令和 8 年 3 月 24 日(火)(予定)
審査結果等の通知・公表	令和 8 年 3 月 24 日(火)(予定)

(2) 実施要領等の配布

ア 配布場所

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課
(大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県庁東館 4 階)

イ 配布期限

令和 8 年 3 月 19 日(木) 午後 5 時

- ・配布時間：午前 9 時～午後 5 時（午後 0 時から午後 1 時の間を除く）
（土曜日・日曜日・祝日を除く。）

※募集要領等は、滋賀県のホームページにも掲載する。

※郵送による配布は行わない。

※説明会は開催しない。

(3) 参加申込書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり参加申込書（様式1）を提出すること。

ア 受付期限

令和8年3月16日(月) 午後5時まで

- ・受付時間：午前9時～午後5時（午後0時から午後1時の間を除く）
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

イ 提出方法

参加申込書（様式1）を「10 問合せ先・提出先」宛て、持参、郵送（簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法）、電子メール（送信後に、必ず電話により到着を確認すること。）のいずれかの方法で提出すること。

(4) 質問票の受付、回答

ア 質問票受付期限

令和8年3月16日(月) 午後5時まで

- ・受付時間：午前9時～午後5時（午後0時から午後1時の間を除く）
（土曜日・日曜日・祝日を除く）

イ 提出方法

質問事項がある場合は質問票（様式2）を「10 問合せ先・提出先」宛て、持参、郵送（簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法）、電子メール（送信後に、必ず電話により到着を確認すること。）のいずれかの方法で提出すること。
なお、電話による質問は受け付けない。

ウ 回答

質問に対する回答は、参加申込書提出者全員に対して、令和8年3月17日(火)を目途に、電子メールで行う。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類・提出部数

(ア) 企画提案書（様式3および任意様式） 5部（正本1部、副本4部）

- ・別添の企画提案項目に定める項目に基づき、実施する業務の内容等をできる限り具体的に提案すること。企画提案の様式は任意とするが、A4版で作成し、片面で40枚以内（両面の場合は20枚以内）とすること。
- ・提案は仕様および別添の企画提案項目に基づくほか、近年の学生や若年求職者等の就職活動の状況や特徴および企業の人材確保の現状や課題等を考慮した上で行うこと。また、雇用情勢や新しい働き方なども踏まえたものとする。
- ・類似事業の受託実績があるときは、併せて（様式4）類似事業の受託実績一

覧を提出すること。

(イ) 見積書 5部(正本1部、副本4部)

- ・任意様式にて作成すること。ただしA4版とする。
- ・見積書の内訳は、以下の事業区分に分けて記載すること。かつ、人件費(人数・単価がわかるように記載すること。)、事業経費・その他経費(内容・単価がわかるように記載すること。)、消費税がわかるように記載すること。
 - ・ 「人材確保支援業務」 ・ ・ 仕様書 6.3
 - ・ 「人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業」
・ ・ 仕様書 6.4
 - ・ 「若者未来塾(就職・就業支援セミナー)」 ・ ・ 仕様書 6.5
 - ・ 「合同企業説明会」 ・ ・ 仕様書 6.7
 - ・ 「就労安定化支援事業」 ・ ・ 仕様書 6.8
 - ・ 「しがキャリアデザイン推進事業」 ・ ・ 仕様書 6.9
 - ・ 「しがジョブパーク事業(就労支援業務等)」 ・ ・ その他
- ・ 提案金額については、委託期間中の本業務に係る費用の見込みとし、消費税および地方消費税については、課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を見積もること。

(ウ) 添付書類

以下に該当する場合は、該当することを証する書類を各1部、企画提案書と同時に提出すること。ただし、①、⑥、⑧は省略できることとする。

- ・ ①「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- ・ ②次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ ③高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- ・ ④障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- ・ ⑤障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- ・ ⑥「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し

- ・ ⑦障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ ⑧「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- ・ ⑨女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- ・ ⑩「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合、iについては、審査登録機関の証明書の写しを、i以外については、認証、登録証の写し
 - i 国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合している旨の認証
 - ii 一般財団法人持続性推進機構(平成23年9月30日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション21の認証・登録
 - iii 特定非営利活動法人KES環境機構の実施するKES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
 - iv 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

イ 提出期限

令和8年3月19日(木)午後5時まで

- ・ 提案書受付時間：午前9時～午後5時(午後0時から午後1時の間を除く)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

ウ 提出方法

「10 問合せ先・提出先」まで持参または郵送で提出すること。

郵送の場合は、必ず「簡易書留郵便による差出等、受領の記録が残る方法」によることとし、令和8年3月19日(木)午後5時必着とする。

7 プロポーザル審査会

(1) 開催日

令和8年3月24日(火)(予定)

(2) 参加人数

4名以内とする。

※その他審査会の詳細については、企画提案者に対して別途連絡する。

8 提案の審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査方法

審査は、滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課が設置する審査会が行う。

なお、提案書の評価にあたっては、次の評価基準に基づき、プロポーザル審査会参加者による提出書類およびプレゼンテーションの内容の評価により選考する。

審査の結果、予定価格の制限の範囲内で、総合点が最も高い者を契約締結交渉の相手方として選定する。

ただし、総合点が満点の6割未満の場合は、契約候補者とししない。

番号	評価項目	着 眼 点	評価点
1	整合性	・ 企画内容が県の意図する目的および仕様と合致しているか。	5
2	実現可能性	・ 実施体制は十分か ・ 類似の事業実績の有無	5
3	提案内容の独自性・具体性	・ 求職者および企業の相談窓口の設置、運営について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	15
		・ 各種事業（合同企業説明会等）の実施について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	15
		・ 就労安定化支援事業について、独自の工夫や独創的な取り組みが行われているか。また具体的な提案か。	5
		・ 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	15
		・ しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）について独自の工夫や独創的な取組が行われているか。また具体的な提案か。	15
4	事業の効率性	・ 各事業間の連携やその他の取組等について工夫され、効果が見込めるか	8
5	経費見積りの妥当性	・ 業務に見合った経費が適切に見積もられているか ・ 費用対効果はどうか 予定価格の 80%未満 …10 点 予定価格の 80%以上 85%未満…8 点 予定価格の 85%以上 90%未満…6 点 予定価格の 90%以上 95%未満…4 点 予定価格の 95%以上 …1 点	10
6	地域に関する こと	・ 提案者は県や関係機関等と密な連携がとれる地域ブロックかどうか →県内事業者 2 点、準県内事業者 1 点、県外事業者 0	2

	点	
合 計		95
7	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または、次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
8	高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	1
9	障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
10	「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
11	「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
加 算 点		5
総 合 点		100

(2) 審査結果

企画提案書を提出された全員に、審査結果を文書により通知する。

(3) 契約締結

上記（1）により選定した相手方と企画提案書をもとに事業内容について協議を行い、滋賀県財務規則（昭和 51 年滋賀県規則第 56 号）に基づき、予定価格の範囲内で委託契約を締結する。ただし、審査会の意見等に基づき、企画提案書の内容について一部変更することがある。

なお、協議が不調となった場合は、次点の者を契約予定者とする場合がある。

9 注意事項

- (1) 本事業のうち、しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）（仕様書 6.9）については、万一国の地域未来交付金の採択が得られない場合には、事業の実施を見送ることとするので留意すること。また、その他事業においても、国庫補助金の交付決定状況等により、延期または中止する場合がある。
- (2) 企画提案に要する費用は提案者負担とする。
- (3) 提案された書類は返却しない。
- (4) 企画提案書等が次のいずれかに該当するときは、その提案は無効とする。
 - ①提案に対して不正があったとき
 - ②提出書類に虚偽の記載があったとき
 - ③必要事項が確認できないとき
 - ④必要事項が記載されていないとき
 - ⑤その他、公募型プロポーザルに関する条件や指示した事項に違反したとき
- (5) 企画提案書を受理した後は、加筆、訂正、差し替えはできない。
- (6) 地方自治法や県の財務規則をはじめとする諸規程を遵守すること。
- (7) 本事業の状況や成果については、県のホームページや広報誌等で公表する場合がある。
- (8) 企画提案書等、契約その他の手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨とする。
- (9) 委託料については、原則として事業終了後提出を受けた請求書に対して支払うものとする。なお、県が必要と認める時は、概算払い等できる場合がある。
- (10) 受託者は、委託業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、受託者は、あらかじめ県に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、委託業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。
- (11) 本業務は、会計検査対象となる場合があるので、事業者は検査に協力するとともに、積極的に事業の報告や説明責任を果たす必要がある。

10 問合せ先・提出先

滋賀県商工観光労働部労働雇用政策課 産業ひとつづくり推進室（担当：永里）

（滋賀県庁東館4階）

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL：077-528-3758

E-mail：fe0004@pref.shiga.lg.jp

(別添) 企画提案項目

項目		企画提案の内容
1	人員体制	<p>以下の事項について人員体制を提案すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就活支援コーナー ・ 人材確保支援コーナー ・ 人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業の実施 ・ しがキャリアデザイン推進事業の実施 ・ 各種事業実施（若者未来塾、合同企業説明会、就労安定化支援事業含む）
2	各事業間の連携等について	<p>各事業の一体的実施による相乗効果を生み出すため、各事業間の連携をどのように図るかについても言及すること。その他、本事業の効果を高めるため、以下（3以降）以外の取組があれば記載すること。</p>
3	就職力強化支援業務の運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティングのフロー ・ 求職者への相談に対する具体的な支援方法 ・ 併設する他機関との連携 ・ 大学との連携について ・ 定着支援
4	人材確保支援業務の運営について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人材確保支援のフロー ・ 企業の人材確保・求人開拓に向けた支援方法 ・ セミナーのテーマ案 ・ 関係機関等との連携 ・ その他実施にあたり必要な事項
5	人的資本経営に向けた経営層のマインドチェンジ促進事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施方針 ・ 経営層に対する人材戦略支援への具体的な取組方法や支援フロー ・ 支援を行う専門家案 ・ セミナー等のテーマ案 ・ 関係機関等との連携 ・ 支援事例を成功事例として横展開につなげるための取組方法 ・ その他、実施にあたり必要な事項
6	若者未来塾について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企画の趣旨 ・ 研修の主な内容（対象者や研修時間含む）や回数 ・ 研修スケジュール案

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 併設する他機関との連携 ・ その他、当業務の目的を達成するために実施する内容とその方法
7	就職面接会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・ イベントの企画・内容 ・ 広報
8	合同企業説明会の開催について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開催までのスケジュール ・ 開催予定場所、規模、回数およびその理由 ・ イベントの企画・内容 ・ 当日の運営方法 ・ 広報 ・ 出展料の徴取の有無および金額 ・ その他開催にあたり必要な事項
9	就労安定化支援事業について	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルティングのフロー ・ 求職者への相談に対する具体的な支援方法、定着支援方法 ・ 就職支援セミナーの主な内容・スケジュール ・ マッチングイベント参加企業の開拓 ・ マッチングイベントの内容 ・ 他機関との連携について ・ 広報 ・ その他実施にあたり必要な事項
10	しがキャリアデザイン推進事業（ジョブパークの機能強化）について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の実施方針 ・ 学生時代における県内企業との接点構築に関する具体的な提案 ・ 県外就職者等との接点維持・魅力発信に関する具体的な提案 ・ 関係機関等との連携 ・ その他実施にあたり必要な事項

※提案書の構成は上記項目の順番に沿わなくてもよい。